

訪問看護重要事項説明書（医療保険）

[令和6年6月1日現在]

1. 訪問看護ステーションおおむらさきの概要

(1) 事業所の指定番号及び訪問看護実施地域

上記地域以外の方でも御希望の方は御相談ください。

事業所名	訪問看護ステーションおおむらさき
所在地	埼玉県東松山市上唐子 1312-1
事業者指定番号	1163390101
管理者	内田 明恵
通常サービス実施地域	嵐山町、小川町、滑川町、ときがわ町、東松山市

(2) 事業所の職員体制

管理者	看護師(常勤) 1名		
看護職員	看護師(常勤) 名	(非常勤) 名	理学療法士等 1名以上

(3) 営業日及び営業時間

① 営業日	毎週月曜日から土曜日まで(日曜日, 祭日, 12/31~1/3 は除く)
② 営業時間	午前9時から午後5時

緊急時は電話相談と必要に応じ訪問看護が可能です。

2. 訪問看護の実施と訪問看護の計画

- (1) 「訪問看護」は利用者の居宅において看護師、その他法令で定める者が、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うものであり、主治医の指示に基づき、担当看護師が個別の訪問看護計画書を作成しそれに基づいて訪問看護を実施します。また「訪問看護計画」を作成した場合は、利用者に説明のうえ提出します。
- (2) 事業者は、利用者が訪問看護の内容や提供方法等の変更を希望する場合、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。

3. 訪問看護の内容

別紙参照

4. 訪問看護の記録等

- (1) 当事業所は、訪問看護を実施した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等の書面に必要事項を記入し、これを訪問看護終了後5年間保管します。
- (2) 当事業所は、利用者の求めに対して訪問看護に関する記録の閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

5. 訪問看護利用料

(1) 基本料金及び加算料金

別紙利用料金表参照

(2) 交通費

事業所から片道 5 キロ未満	無料
事業所から片道 5 キロ以上 10 キロ未満	275 円(税込み)
事業所から片道 10 キロ以上	550 円(税込み)
死後処置料	16,500 円(税込み)

6. 料金のお支払方法

利用者からいただく利用者負担金の請求書は、訪問看護を受けた翌月 10 日過ぎに請求書を発行します。
利用者は、当月料金の合計額を翌月末日までに事業所の指定する方法でお支払い願います。

7. 利用者負担金及びその滞納

- (1) 訪問看護に対する利用者負担金は、別紙に記載する通りとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて決定されたものであり、訪問看護実施期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従い改定後の金額を適用します。
- (2) 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を 2 ヶ月分以上滞納した場合には事業者は 1 ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には訪問看護を解除する旨の催告をすることができます。
- (3) 前項の催告をしたときは、事業者は、公的サービスの利用等について必要な調整を行うものとします。

8. キャンセル規定

キャンセル料は無料です。但し、キャンセルの際は利用日の午前 8 時までにご連絡下さい。

9. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 保険証や医療受給証等を毎月確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は必ずお知らせください。
- (2) 訪問看護においては、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはできません。
- (3) 訪問看護においては、介護保険制度上利用者の心身機能の維持回復のために、療養上の世話や診療の補助などを行うこととされ、それ以外の業務(食事づくり、掃除等)をすることはできませんのでご了承ください。
- (4) 金品や飲食など、又は贈り物などの提供はお断りいたします。
- (5) ご自宅で動物を飼われている場合、サービス提供中は居室内での放し飼いは極力控えるようお願いいたします。

10. 利用者の申し出による訪問看護の解除

利用者は、事業者に対しいつでも 1 週間以上の予告期間をもって、この訪問看護を解除することができます。

11. 事業者の解除

事業者は、利用者の著しい不信行為により訪問看護の継続が困難となった場合は、その理由を記載し文書により、この訪問看護を解除することができます。この場合、事業者は、主治医に連絡します。

12. 訪問看護の終了

次のいずれかの事由が発生した場合は、この訪問看護は終了するものとします。

- (1) 利用者から解除意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (2) 事業者から訪問看護解除の意思表示がなされたとき
- (3) 次の理由で利用者に訪問看護を実施できなくなったとき
 - ① 利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合
 - ② 利用者が死亡した場合
 - ③ 事業者が職員の安全配慮上、訪問看護の継続を危険と判断した場合

13. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所が行う訪問看護において、訪問看護実施により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、主治医及び関連する居宅介護支援事業所等に報告を行うとともに、必要な措置を講じます。

- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

14. 損害賠償

当事業所は、訪問看護の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

15. 災害時の対応

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、業務の履行が難しい場合は日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、業務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任は負わないものとさせていただきます。

16. 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者及び家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

17. 緊急時の対応

- (1) 訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じた時は、直ちに主治医に連絡し主治医の指示に基づき必要な処置を講じ、主治医の連絡が困難な場合には救急搬送等の必要な処置を講じます。
- (2) 看護師等は前項の処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告をします。

主治医	医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
	主治医氏名	

18. サービス提供に関する相談、窓口

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
 - ② 苦情を受け付けた日及びその内容について記録します。
 - ③ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえサービスの質の向上に向けた取り組みをおこないます。
- (2) サービス内容に関する相談、要望、苦情等の窓口
 - 訪問看護ステーションおおむらさき
 - 担当者 :内田 明恵 電話番号 0493-81-6821
 - 受付時間 :月曜日から土曜日 午前 9 時から午後 5 時 日曜、祭日、年末年始を除く
 - 受付方法 :来所、若しくは電話

行政相談・要望・苦情窓口

➤ 嵐山町役場 長寿生きがい課	電話番号 0493-62-0718(直通)
➤ 滑川町役場 町民保険課 介護保険担当	電話番号 0493-56-2010(直通)
➤ 小川町役場 長生き支援課	電話番号 0493-74-2323(直通)
➤ 東松山市役所 高齢介護課	電話番号 0493-21-1406(直通)
➤ ときがわ町役場 福祉課 高齢者福祉担当	電話番号 0493-65-0813(直通)
➤ 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係	電話番号 048-824-2568(直通)

19. 虐待防止のための措置

- (1) 利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は行いません。また、身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、行いません。利用者の人格を尊重する視点に立ちサービスに努め、虐待防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ市町村へ通報します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備するとともに、利用者の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修等を実施するものとします。
- (3) 前項の措置を適切に実施するために虐待防止担当者を配置します
- (4) 身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します
 - ①利用者又は、家族等の生命または、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
 - ②身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない
 - ③身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

20. 訪問看護重要事項説明書外条項等

この訪問看護重要事項説明書に定めない事項については、健康保険法令その他の関係法令の趣旨を尊重し、利用者事業者の協議により定めます。

21. 第三者による評価は実施しておりません。

22. 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について、市町村(特別区を含む)又は都道府県(以下「市町村等」という)に対して、当該市町村等からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合、利用者1名につき月1回1500円を算定させていただきます。

令和 6 年 6 月 1 日 改定

〈以下余白〉

医療保険訪問看護の提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所 住 所 埼玉県東松山市上唐子 1312-1
名 称 訪問看護ステーションおおむらさき
説 明 者

印

私は、本書面に基ついて訪問看護ステーションおおむらさきの説明者から重要事項の説明を受け、医療保険による訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名

印

代理人 住 所

氏 名

印

(契約者との続柄)

(別紙)

【3. 訪問看護の内容】

1. 訪問看護のサービス内容

	サービス提供時間	サービス内容	医療保険適用
月	: ~ :		
火	: ~ :		
水	: ~ :		
木	: ~ :		
金	: ~ :		
土	: ~ :		

2. 利用料金

適用項目	基本料金 (医療保険適用外の料金)	医療保険適用の場合の 自己負担分(割負担)
訪問看護基本療養費Ⅰ(1日につき)週3回まで	5,550円	円
訪問看護基本療養費Ⅰ(1日につき)週4回以降	6,550円	円
訪問看護管理療養費(1日につき)月の初回	7,440円	円
訪問看護管理療養費(1日につき)月の2回目以降	3,000円	円
24時間対応体制加算 月の初回	6,520円	円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ 月の初回	780円	円
		円

契約後初回に限り 退院時共同指導をさせていただいている場合、同加算の料金を頂戴致します。

※ 医療保険適用の場合であっても、保険料滞納などによって事業所に保険給付金が支払われない場合があります。その場合、医療保険適用外の料金をいただいて、訪問看護のサービス提供証明書を発行いたします。この訪問看護のサービス提供証明書を、後日役所の窓口に提出し、差額の払い戻しを受けてください。

〈以下余白〉

別紙

5-(1)基本料金及び加算料金
訪問看護利用料金(医療保険)

令和6年 6 月 1 日現在

サービス内容	算定項目	料金	基本利用料(利用者負担金)		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護基本利用料〔Ⅰ〕 (1 日につき)	週 3 日まで(看護師)	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	週 4 日目以降(看護師)	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	リハビリ	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
訪問看護管理療養費 (1 日につき)	月の初日	7,440 円	744 円	1,488 円	2,232 円
	2 日目以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円
訪問看護ベースアップ評価料〔Ⅰ〕	※1 月の初回	780 円	78 円	156 円	234 円
24 時間対応体制加算〔ロ〕/月		6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
24 時間対応体制加算〔イ〕/月	※2	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
特別管理加算〔Ⅰ〕/月	※3	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算〔Ⅱ〕/月	※4	2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算	※5	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
訪問看護ターミナル療養費 1	※6	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
夜間・早朝訪問看護加算/回	夜間(18-22 時)・早朝(6-8 時)	2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算/回	深夜(22-6 時)	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	1 日 3 回以上	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
長時間訪問看護加算	週 1 回まで	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
緊急訪問看護加算(1 日につき)	※7 月 14 日目まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円
	※7 月 15 日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
複数名訪問看護加算/回	※8	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
退院支援指導加算(退院日)	※9	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	※10	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算(退院日)	※11 特別管理加算対象者	2,000 円	200 円	400 円	600 円
乳幼児加算(1 日につき)	6 歳未満の乳幼児	1,500 円	150 円	300 円	450 円

保険外自費(消費税込)

交通費	事業所から 5km未満	無料
	5km以上 10km未満	275 円
	10km以上	550 円
休日加算 (1 日につき)		1,100 円
自費の訪問看護		
下記の場合は自費料金を請求します。		
①利用者又はその家族から保険適用外での依頼による実施 ②平均的な時間(90 分)を超える訪問看護の実施 ③居宅外での訪問看護の実施	30 分未満	3,850 円
	60 分未満	7,700 円
	以降 30 分毎	3,850 円
エンゼルケア(永眠時のケア)		16,500 円

- ※1 医療従事者の賃金改善の体制をおこなっている評価料
- ※2 24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている
- ※3 ①在宅悪性腫瘍等患者等指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
②気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- ※4 ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
③真皮を超える褥瘡の状態
④在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している
- ※5 入院・入所中の利用者または家族に対して、主治医または施設職員とともに、看護師が療養上の指導を行った場合。最初の計画訪問の際に算定
- ※6 利用者の死亡日及び死亡日前 14 日以内に2回以上のターミナルケアを行った場合、ご自宅で満足して最期を迎えられるような支援体制に対する加算
- ※7 利用者、家族等の求めに応じ主治医の指示のもと緊急の訪問を行った場合
- ※8 看護上、必要な時に該当者のみ算定
- ※9 退院日に訪問の必要があり、かつ該当者のみ算定
- ※10 長時間の指導又は 15 歳未満の(準)超重症児、別表第 8, 特別指示の対象者
- ※11 退院時共同指導の際に、特別管理に関する指導を受けている場合

〈以下余白〉

【例】週に3回、1か月(4週)訪問看護を利用した場合
 (24時間対応体制加算、特別管理加算〔Ⅰ〕あり)

サービス項目	単価	回数	小計			
基本療養費	5,550 円	×3 回/4 週	66,600 円			
訪問看護管理療養費 (月の初回に算定)	7,440 円	×1 回	7,440 円			
訪問看護管理療養費 (2 回目以降、1 日につき)	3,000 円	×11 回	33,000 円			
訪問看護ベースアップ評価料〔Ⅰ〕	780 円	×1 回	780 円			
24 時間対応体制加算〔ロ〕/月	6,520 円	×1 回	6,520 円	基本利用料(利用者負担金)		
特別管理加算〔Ⅰ〕/月	5,000 円	×1 回	5,000 円	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護の合計金額			119,340 円	11,934 円	23,868 円	35,802 円

【例】週に 2 回、1か月(4週)訪問看護を利用した場合

【例】週に 1 回、1か月(4週)訪問看護を利用した場合
 (24時間対応体制加算、特別管理加算〔Ⅰ〕あり)

サービス項目	単価	回数	小計			
基本療養費	5,550 円	×1 回/4 週	22,200 円			
訪問看護管理療養費 (月の初回に算定)	7,440 円	×1 回	7,440 円			
訪問看護管理療養費 (2回目以降、1日つき)	3,000 円	×3 回	9,000 円			
訪問看護ベースアップ評価料〔Ⅰ〕	780 円	×1 回	780 円			
24 時間対応体制加算〔ロ〕/月	6,520 円	×1 回	6,520 円	基本利用料(利用者負担金)		
特別管理加算〔Ⅰ〕/月	5,000 円	×1 回	5,000 円	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護の合計金額			50,940 円	5,094 円	10,188 円	15,282 円

指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病、状態

〈別表第 7 に掲げる疾病等の者〉

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

〈別表第 8 の各号に掲げる利用者〉

①在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

③真皮を超える褥瘡の状態

④在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している

〈以下余白〉